

新型コロナウイルス感染症が発生した社会福祉施設等への 応援職員の派遣について Q&A

令和3年10月改正

I 応援体制の構築について

問1 「応援職員を派遣する体制を構築した目的について」

問2 「クラスターが発生した施設が個別に応援職員を確保すれば良いのではないのか」

問3 「応援施設として登録しなければ、支援は受けられないのか」

II 応援職員の派遣について

問4 「応援職員の選定方法について」

問5 「職員派遣の打診があった場合、必ず応援職員を派遣しなければならないのか」

問6 「応援職員を派遣すると、人員基準を満たせなくなる場合について」

問7 「応援職員の業務の取扱いについて」

問8 「応援職員は感染者や濃厚接触者の介護等を行うのか」

問9 「応援職員の派遣期間について」

問10 「応援職員のPCR検査について」

問11 「応援終了後の職場復帰について」

問12 「応援職員は夜勤をするのか」

問13 「応援職員は勤務時間以外にも拘束されるのか」

問14 「応援職員は、近距離施設への派遣で自宅から通勤できるのか」

問15 「応援職員が宿泊施設を利用する理由について」

問16 「近隣に宿泊施設がない場合はどうするのか」

問17 「派遣期間中の給与の負担について」

問18 「応援職員の交通費・宿泊費の負担について」

問19 「応援職員の傷害保険加入について」

問20 「応援職員が新型コロナウイルスに感染した場合の補償について」

問21 「応援職員が使用するマスク、消毒液等について」

I 応援体制の構築について

問 1 応援職員を派遣する体制を構築することとした目的は何ですか？

答 本事業は、介護・障害サービス事業所・施設においてクラスター等が発生した場合でもサービス提供を継続しなければならない事業所・施設への応援体制の構築が目的です。

例えば、入所・居住系施設において、施設内で感染者が発生した場合、職員の自宅待機等により職員の不足が生じる状況であっても、濃厚接触者やその他の利用者の介護等を継続することとなります。

このような状況が発生しても、サービス提供が継続できるよう、関係団体の御協力をいただきながら、他施設からの応援が円滑に進められる体制を構築することとしました。

問 2 クラスターが発生した施設が、他の施設と個別協議の上で応援職員を確保すればよいのではないですか？

答 クラスターが発生した施設が他の施設と個別に協議するのは、大きな負担となります。

例えば、他の施設に応援を頼んだとしても、派遣を断られた場合は、別の施設を探さなければならないため、協議を行うこと自体が相当な業務負担となります。

本事業による応援体制を構築することで、クラスター発生施設が他の施設と個別に協議する負担を軽減できるだけでなく、迅速に応援職員を派遣することができると考えています。

なお、施設間で事前に協議を行い、相互に応援体制を築いておくことを否定するものではありません。

問 3 応援施設として登録していなければ、クラスターが発生したときに支援は受けられないのでしょうか？

答 人力的余裕がないなどの事情により、応援施設に登録することができない施設において、クラスターが発生した場合であっても、本事業の支援対象となります。

Ⅱ 応援職員の派遣について

問 4 クラスター発生施設に派遣する応援職員は、どのように選定するのですか？

答 クラスター発生施設から県へ応援職員の派遣要請があった場合は、山口県社会福祉協議会（以下「県社協」）が必要な人数や職種を聞き取り、クラスター発生施設と応援施設の間で調整を行います。クラスター発生施設の近隣の応援施設を対象に応援職員の派遣について調整しますが、多くの職員を必要とする場合などには、遠方の施設に対し、応援職員の派遣を依頼することもあります。

問 5 職員派遣の打診があった場合、必ず応援職員を派遣しなければならないのでしょうか？

答 応援職員の派遣については、要請先の応援施設の状況を踏まえて派遣する応援職員の調整を行います。可能な限り協力していただきたいと考えていますが、応援施設に登録したからといって、打診があった場合に必ず職員を派遣しなければならないわけではありません。

問 6 応援職員を派遣すると、人員基準を満たせなくなる場合もあるのではないのでしょうか？

答 新型コロナウイルスの影響により一時的に人員基準を満たせなくなる場合は、国から柔軟な取扱いが可能であるとの通知が出ておりますので、直ちに介護報酬・障害福祉サービス等報酬が減算となることはありません。

問 7 応援職員の業務の取扱いはどうなりますか？

答 応援職員は、派遣元である応援施設の職員の身分のまま、出張により派遣されることになります。

ただし、応援職員が業務を行うに当たって、介護等の支援をする利用者の特性や、派遣先施設の設備の状況などの、派遣先施設に特有の事項については派遣先が指示等を行う必要があります。（実施要領 4（2）ウ③）

問 8 応援職員は感染者や濃厚接触者の介護等をするようになるのでしょうか？

答 クラスターが発生した場合、発生した施設へは同一法人内の事業所・施設職員が応援することとし、その結果、職員が不足した事業所・施設に応援職員を派遣することが基本となります。

同一法人内に他の事業所・施設がない場合でも、必要に応じたアルコール消毒等が実施され、感染施設の設置法人が保健所と協議した上で、安全と判断した場合に、応援職員の派遣を行うこととしており、応援職員が感染者や濃厚接触者に対して介護等を行うことは想定していません。（実施要領 4（2）ア）

問 9 応援職員の派遣期間はどれくらいを想定しているのですか？

答 クラスターの発生状況や派遣先施設の充足状況によりますが、最大2週間を限度としています。(実施要領4(2)ウ①)

問 10 感染防止対策のため、応援職員に対して PCR 検査を実施するのですか？また、実施する場合の検査費用は誰が負担するのですか？

答 応援職員として派遣される方には、派遣後に行政検査もしくは山口県予防保健協会の協力の下で行う PCR 検査を受けることができるよう準備しています。

なお、検査費用は、県の補助金の対象となり、1人1回あたりの補助上限額を20,000円として、応援職員分も含めて、派遣先施設に補助することになります。

※下関市所在の障害福祉サービス施設・事業所等については、下関市障害者支援課へお問い合わせください。

問 11 感染防止対策のため、応援職員は派遣終了後、派遣元施設に職場復帰する前に待機期間が必要ではないでしょうか？

答 応援職員は、感染発生施設ではない系列の人手不足となった施設、または感染発生施設でも安全が確保された場所に派遣することを想定しており、基本的には待機期間はないと考えています。

しかし、派遣終了後の PCR 検査を行い、その結果が出るまでの間、自宅に帰ることができない場合のホテル宿泊代は、県の補助金の対象となります。

※下関市所在の障害福祉サービス施設・事業所等については、下関市障害者支援課へお問い合わせください。

問 12 入所施設へ応援職員として派遣された場合、夜勤をすることもあるのですか？

答 基本的には、応援職員に夜勤、時間外勤務をしていただくことはありません。

(実施要領4(2)ウ②)

問 13 応援職員は派遣期間中、勤務時間以外についても拘束されることはありますか？

答 派遣中、勤務時間以外に拘束されることはありません。

問 14 応援職員は派遣期間中、近距離施設への派遣の場合、自宅から通勤できますか？

答 基本的には、近距離の場合は宿泊施設を利用することは想定していませんが、同居家族等への配慮から自宅ではなく宿泊施設を利用することはあり得ると考えられます。なお、その場合は、県の補助金の対象となります。

※下関市所在の障害福祉サービス施設・事業所等については、下関市障害者支援課へお問い合わせください。

問 15 応援職員は派遣期間中、宿泊施設を利用するのは「通勤することの負担軽減」、あるいは「感染拡大防止」のためのどちらでしょうか？

答 両方のケースがあり得ると考えられます。なお、その場合は、県の補助金の対象となります。

※下関市所在の障害福祉サービス施設・事業所等については、下関市障害者支援課へお問い合わせください。

問 16 応援職員を派遣する際に、近隣に宿泊施設がない場合はどうすれば良いですか？

答 感染拡大防止のため、応援職員はできるだけ近隣の施設から派遣するように考えており、宿泊施設を利用しなくても対応できるように配慮します。

問 17 派遣期間中の給与は、誰が負担するのでしょうか？

答 派遣期間中の応援職員の派遣に伴う費用の負担については、派遣先と派遣元において取り決めていただきますが、給与については出張の取扱いとなるので派遣元から支給されるものと想定されます。

なお、派遣に関する特殊勤務手当（割増賃金）については、県の補助金の対象となります。

※県社協は、応援職員の特殊勤務手当として 11,000 円が適当としています。

※下関市所在の障害福祉サービス施設・事業所等については、下関市障害者支援課へお問い合わせください。

問 18 応援職員の交通費・宿泊費は、誰が負担するのでしょうか？

答 応援職員が派遣業務に従事するに当たり、自宅から派遣先への移動に要する交通費と、宿泊を要する場合の宿泊費は、派遣元・派遣先のどちらが負担されても構いません。（派遣調整時に調整することになります。）

なお、これらの交通費・宿泊費については、県の補助金の対象となります。

※下関市所在の障害福祉サービス施設・事業所等については、下関市障害者支援課へお問い合わせください。

問 19 応援職員への傷害保険は誰が契約するのですか？

答 保険の補償内容等の契約条件については、派遣元において必要なものに加わっていることを想定しています。新型コロナウイルス対応の損害保険は増えており、加入されている保険会社に御確認ください。

保険を新型コロナウイルスに対応させるための追加的費用については、県の補助金の対象となります。

また、本事業では、加入されている保険が新型コロナウイルスに対応していないことに備え、県社協において本事業に対応した傷害保険を用意しており、負担された保険料については、県の補助金の対象となります。

※下関市所在の障害福祉サービス施設・事業所等については、下関市障害者支援課へお問い合わせください。

【本事業に対応した傷害保険の概要（1人あたり）】

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
対象期間	派遣中及び待機期間（最大1か月）
保険料	45,820円
補償額	死亡5,000万円
	入院15,000円（1日）
	通院10,000円（1日）

問 20 応援職員が派遣中に新型コロナウイルスに感染した場合の補償はどうなるのでしょうか？

答 応援職員が派遣中に感染した場合は、派遣元で加入している雇用保険（労災）で対応することとし、その取扱いについては、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象となるとされています。

問 21 応援職員が派遣中に使用するマスク、消毒液等は支給されるのですか？

答 応援職員が業務を行うために必要な感染防護資材は派遣先施設が確保することが原則ですが、必要に応じて、県も衛生用品等の支援を行います。（実施要領4（2）ウ④）